

○最上町公民館修繕等補助金交付要綱

平成25年3月27日
教委訓令第6号

(目的)

第1条 この要綱は、公民館が、災害又は改築、老朽等のため、修繕等の事業を実施する場合に、町が予算の範囲内で補助金を交付する場合の基準について、最上町補助金等の適正化に関する規則(昭和47年規則第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象及び補助率)

第2条 最上町公民館修繕等補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象及びこれに対する補助率は、次の各号によるものとする。

- (1) 公民館の災害又は改築、老朽等による一部補修に要する経費とする。ただし、備品及び消耗品等は除くものとする。
- (2) 総経費500,000円以上とし、補助金の額は、総経費に対して、次に定める公民館設置区域に係る戸数に応じた次の区分毎に定めた割合を乗じた額以内の額とし、限度額を1,000,000円とする。
 - ア 30戸未満の公民館については、75%以内
 - イ 30戸以上50戸未満の公民館については、70%以内
 - ウ 50戸以上75戸未満の公民館については、65%以内
 - エ 75戸以上100戸未満の公民館については、60%以内
 - オ 100戸以上150戸未満の公民館については、55%以内
 - カ 150戸以上の公民館については、50%以内

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書に次の各号に定める書類を添えて、申請しなければならない。

- (1) 修繕等事業の計画書
- (2) 修繕等事業に要する費用に係る見積書の写し

(実績の報告)

第4条 補助対象者は、修繕等事業が完了したときは、30日以内若しくは、その年度の3月31日のいずれか早い日まで、補助事業等実績報告書に次の各号に定める書類を添えて、報告しなければならない。

- (1) 修繕等事業に要した費用に係る請求書の写し
- (2) 修繕等事業の施工後の状況を示す写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。